

障発 0401 第 11 号
老発 0401 第 7 号
平成 31 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第131号）及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第60号）が別添のとおり公布され、平成31年4月1日から施行することとされたところである。社会・援護局障害保健福祉部及び老健局所管に係る主な内容及び施行期日について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正の趣旨

「平成 28 年の地方から提案等に関する対応針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）を実現するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 4 月 26 日に公布されたところ、改正法のうち厚生労働省関係法律の施行に伴い必要となる関係政省令の整備及び「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された措置（政令で対応すべきもの）を講ずるため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

- ・ 別紙に掲げる指定障害児通所支援事業者の指定等の権限及び付随する事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲する。
- ・ これに伴い、中核市において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている者であって、共生型障害児

通所支援事業者であるものから、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止等の届出があったときは、当該事業所において行う共生型通所支援の事業についても廃止等の届出があったものとみなすこととする。

同様に、中核市において、指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者であって、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者、共生型介護予防サービス事業者又は共生型地域密着型介護予防サービス事業者であるものから、指定通所支援の事業の廃止等の届出があったときは、共生型居宅サービス、共生型地域密着型サービス、共生型介護予防サービス又は共生型地域密着型介護予防サービスの事業についても廃止等の届出があったものとみなすこととする。

また、中核市において指定障害児通所支援事業者が介護保険法の通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の申請等を行う場合に、中核市の市長は必要な書類を省略させることができることとする。

- ・ 改正法により、指定障害児通所支援事業者並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定一般相談支援事業者による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の権限が都道府県知事から中核市の市長へ移譲されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- ・ その他所要の改正を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

- ・ 指定障害児通所支援事業者の指定、指定の変更申請の受理、指定の取消等の処分等の権限の都道府県から中核市への移譲に伴い、平成 31 年 4 月 1 日前に行われた都道府県による処分等の行為について、同日以後は中核市によって行われた処分等の行為とみなす。
- ・ 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出先の都道府県知事から中核市の市長への変更に伴い、平成 31 年 4 月 1 日前に都道府県知事に対してされなかった報告その他の手続について、同日以後は中核市の長に対してされていない報告その他の手続とみなす。
- ・ 指定障害児通所支援事業者の指定の事務が新たに中核市の事務として位置づけられたことに伴い、中核市においては新たに基準該当通所支援に係る基準、障害児通所支援事業を行う者の指定の申請者としての資格要件、共生型障害児通所支援に係る基準及び指定障害児通所支援に係る基準について条例を定める必要が生じるが、平成 31 年 4 月 1 日から 1 年を超えない範囲内で、中核市が条例を制定するまでの間は、当該中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を当該中核市が条例によって定めた基準とみなすことができる。

別紙) 中核市に移譲された権限等

※ 次の1及び2については、平成31年1月18日付け事務連絡「地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案(仮称)について」の「1. 中核市に移譲予定の権限の整理」において示した表の内容から変更はありません。3については、今般新たにお示しするものです。

1. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係 (○: 権限あり ×: 権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第21条の5の3	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○
第21条の5の4	第1項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第2項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
第21条の5の15 及び 第21条の5の16	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	○	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	×→○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)に係る欠格要件	○	○	×→○	○
	第4項	前項の欠格要件に係る条例の制定	○	○	×→○	○
	第5項	特定障害児通所支援の指定(更新)の拒否	○	○	×→○	○
第21条の5の17	第1項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第2項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第5項	指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービスの事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の19	第1項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(人員関係)	○	○	×→○	○
	第2項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(設備運営関係)	○	○	×→○	○
	第3項	前2項の条例制定における厚労省令の参酌等	○	○	×→○	○
第21条の5の20	第2項	前項の変更の拒否等	○	○	×→○	○
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の23	第1項	指定障害児事業者等に対する措置の勧告	○	○	×→○	○
	第2項	前項の勧告拒否の際の公表	○	○	×→○	○
	第3項	第1項の勧告に係る措置命令	○	○	×→○	○
	第4項	前項の命令に関する公示	○	○	×→○	○
	第5項	市町村による指定障害児事業者等に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の24	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消	○	○	×→○	○
	第2項	市町村による指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の25	—	指定障害児通所支援事業者に係る公示	○	○	×→○	○
第21条の5の27	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○	○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○	○

	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	× → ○	○
第21条の5の28	第5項	指定障害児通所支援事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	× → ○	○
第33条の18	第1項	情報公表対象支援情報の報告の受理	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第2項	前項の報告内容の公表	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第3項	第1項の報告内容に関する調査	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第4項	第1項の報告に虚偽等があった場合の是正等命令	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第6項	第4項の命令に従わない場合における指定取消等	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第8項	情報公表対象支援情報の提供を希望する対象事業者から提供を受けた情報について公表を行う配慮	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) → ○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
第34条の3	第1項	障害児通所支援事業等の開始	○	○	× → ○	○

	第2項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援時行等の開始に係る届出の受理	○	○	×→○	○
	第3項	前項の届出内容に係る変更の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援事業等の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第34条の5	第1項	事業を行う者からの報告の徴収等	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援事業等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)
第34条の6	—	事業を行う者に対する事業の停止等命令	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援事業等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係

(○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市
条	項				
第51条の3	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の4	第5項	指定事業者等の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○
第51条の32	第2項	前項の権限を行う者との連携等	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の33	第5項	指定相談事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○

3. 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）関係

(○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第18条の27	第1項～第5項	児童発達支援に係る指定(更新)の申請書類の受理等	○	○	×→○	○
第18条の28	第1項～第3項	医療型児童発達支援に係る指定(更新)の申請書類の受理等	○	○	×→○	○
第18条の29	第1項～第3項	放課後等デイサービスに係る指定(更新)の申請書類の受理等	○	○	×→○	○
第18条の29の2	第1項～第3項	居宅訪問型児童発達支援に係る指定(更新)の申請書類の受理等	○	○	×→○	○
第18条の30	第1項～第3項	保育所等訪問支援に係る指定(更新)の申請書類の受理等	○	○	×→○	○
第18条の32	第4項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○

第 18 条の 34 の 2		指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請書類の受理	○	○	× → ○	○
第 18 条の 35	第 1 項	指定障害児通所支援事業者の名称等の変更の届出の受理	○	○	× → ○	○
	第 3 項	指定障害児通所支援事業者の事業再開の届出	○	○	× → ○	○
	第 4 項	視程障害児通所支援事業者の事業の廃止又は休止の届出	○	○	× → ○	○
第 18 条の 35 の 7		共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出の受理	○	○	× → ○	○
第 18 条の 40		命令違反に係る通知の受理	○	○	× → ○	○
第 36 条の 30 の 7	第 2 項	障害児通所支援等の開始に係る届出の受理等	○	○	× → ○	○